

まんのう町障害福祉計画等策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、障害者等の取り巻く状況等を的確に把握し、本町が取り組むべき課題や障害者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定めるとともに、国が定める基本指針に即した「まんのう町第5期障害者福祉計画（計画期間：令和9年度～14年度）」「まんのう町第8期障害福祉計画（計画期間：令和9年度～11年度）」及び「まんのう町第4期障害児福祉計画（計画期間：令和9年度～11年度）」を一体的に策定するために民間事業者が有する知識や技術、経験等多くの有益な提案を公募することとし、委託事業者を公募型プロポーザル方式によって選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

まんのう町障害福祉計画等策定業務

(2) 業務内容

別紙「まんのう町障害福祉計画等策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

(4) 提案上限額

4,800,000円（消費税および地方消費税を含む）※ただし、これは契約金額ではない。

3 受託者選定方法

選定方法は、公募型プロポーザル方式により書類審査のみ実施する。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 本町の指名競争入札参加資格者名簿に登載されている単体企業であること。
- (2) 本町の指名停止等に関する規則の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていないことまたは申立てがなされていないこと。
- (5) 中四国内に本社または支社（主たる事務所・営業所を含む）があること。
- (6) 受託者は、本町の情報資産の安全性を確保（要配慮個人情報情報を適切に取扱う必要があるため）するものとする。特に本業務においてはアンケート調査を実施するため、情報の漏えいが起きないよう細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならない。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格で

ある JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録がなされていることを必須とし、参加申込書提出時にそれらを証明する書類（認定証の写し）を提出すること（法人認定ではない担当者の個人資格は対象外）。

（7） 国税および地方税を滞納していないこと。

（8） 法人またはその役員等が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員との密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

5 参加の表明および選定

前項の参加資格要件を満たし、本技術提案（プロポーザル）に参加の意思がある者は、次のとおり書類を提出すること。

（1） 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）

情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録がなされていることを証明する書類（認定証等の写し）を添付すること。

イ 会社概要（様式第 2 号）

ウ 誓約書（様式第 3 号）

エ 業務実績書（様式第 4 号）

現在から過去 5 年間に於いて、総合計画または福祉関連計画の策定実績および本町との業務委託契約について記載すること。

（2） 提出期限

令和 7 年 8 月 15 日（金）17 時必着

（3） 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便等の差し出し、受領の記録が残る方法に限る）

※ 持参の受付は執務時間中（平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）

（4） 参加業者の選定

参加希望者の要件を審査し、参加資格確認結果通知書を令和 7 年 8 月 21 日（木）に書面にて通知する。

6 質問の受付および回答

前項選定において参加が可となった者（以下「技術提案者」という。）が参加資格技術提案書の提出等に関して質問をする場合は、次のとおり行うこととする。

（１） 受付期間

令和7年8月21日（木）～8月26日（火）17時必着

（２） 質問方法

担当課宛て電子メールに限る。電子メールの件名は「まんのう町障害福祉計画等策定業務に関する質問」とし、質疑書（様式第7号）を用い、担当課まで電話により受信確認を行うこと。

（３） 回答期限

令和7年8月29日（金）

（４） 回答方法

全ての技術提案者に、参加表明書に記載されたアドレス宛てに電子メールにて回答する。

7 提案書等の提出

技術提案者は、次のとおり技術提案書等を提出すること。

（１） 提出書類

ア 技術提案書提出届（様式第5号）

技術提案書の体裁はA4判（A3判による折込頁の挿入は可）15頁程度とし、本計画の策定方針、業務スケジュールおよび策定における支援体制を必ず記載すること。

イ 担当者経歴書（様式第6号）

ウ 見積書（任意様式）

内訳および積算根拠を記載し、必ず、代表者印を押印すること。

（２） 提出部数

正本1部、副本10部（※副本には会社名を記載しないこと。）

（３） 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便等の差し出し、受領の記録が残る方法に限る）

※ 持参の受付は執務時間中（平日の8時30分から17時15分まで）

（４） 提出期限

令和7年9月12日（金）17時必着

8 審査方法および評価基準

(1) 審査方法

まんのう町公募型プロポーザル方式取扱規定に基づく選定委員会において、提出書類の内容について別添「評価基準」に基づき採点し、評価の総合点が最も高い技術提案者を受託候補者として選定する。プレゼンテーションは実施しない。

(2) 技術提案書に関する質問

提出された技術提案書の内容について本町から質問がある場合は、技術提案書提出届（様式第5号）に記載されたアドレス宛てに電子メールにて質問し、技術提案者まで電話により受信確認を行う。

質問期間は令和7年8月21（木）～8月26日（火）とし、質問を受けた技術提案者は速やかに電子メールにて回答すること。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、すべての技術提案者に選定後1週間以内に書面にて通知する。

9 契約の締結

審査結果に基づき選定した受託候補者と、提案に沿って契約内容についての協議、調整を行ったうえで、速やかに契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。なお、受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを受託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で契約を締結する。

10 スケジュール

内 容	期 間
プロポーザル実施公告	令和7年8月1日（金）
参加表明書等の受付期間	令和7年8月1日（金）～8月15日（金） 17時必着
参加資格確認結果通知 技術提案書及び見積書等提出要請	令和7年8月21日（木）
質問の受付期間	令和7年8月21日（木）～8月26日（火） 17時必着
質問の回答期限	令和7年8月29日（金）
技術提案書及び見積書等提出期限	令和7年9月12日（金） 17時必着
審査結果の通知	受託者特定後1週間以内。
委託契約の締結	令和7年9月下旬
計画の策定期限	令和9年3月末日

1 1 その他留意事項

- (1) 提案は1業者につき1つとし、複数の提案は認めない。
- (2) 提案に係るすべての書類の作成および提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出物は、審査結果にかかわらず提案者に返却しない。
- (4) 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、必要な場合には提案者の承諾を得て、提案書等の内容を本町が無償で利用できることとする。
- (5) 提案書等に記載した支援体制および担当者は、特別の理由があると本町が認める場合を除き変更できない。
- (6) 提出物に虚偽の記載をし、または、重要な事項について記載をしなかった場合は失格とする。
- (7) 選定結果に対する質疑および異議申し立ては一切受け付けない。

1 2 担当課（提出先）

まんのう町福祉保険課（担当：吉原、川崎）

〒766-8503 香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430 番地

電話番号 0877-73-0124

FAX 番号 0877-73-0111

電子メールアドレス fukusi@town.manno.lg.jp